

Ⅲ 学校法人関係の様式編

新たに学校法人を設立しようとするとき。

様式 3 3 学校法人寄附行為認可申請書

第 年 月 日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
設立代表者（理事長）

学校法人〇〇学園寄附行為認可申請書

このたび、学校法人〇〇学園を設置したいので、私立学校法第 3 0 条第 1 項（私立学校法第 6 4 条第 5 項において準用する第 3 0 条第 1 項（※ 1））の規定により、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 寄附行為
- 2 設立趣意書
- 3 財産目録＜作成例 3＞
- 4 寄付申込書＜作成例 4＞（※ 2）
- 5 設立決議録＜作成例 6＞
- 6 申請年度から設立後修業年限に応じた年数分の事業計画並びにそれに伴う予算書等
＜作成例 9～1 3＞
- 7 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（※ 3）
- 8 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 9 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
（※ 4）
- 1 0 設立者の履歴書及び身分証明書
- 1 1 役員の就任承諾書＜作成例 1 8＞及び履歴書
- 1 2 役員が私立学校法第 3 8 条第 8 項において準用する学校教育法第 9 条各号に該当しないものである
ことを証する書類＜作成例 2 4＞
- 1 3 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないこ
とを証する書類＜作成例 2 2＞
- 1 4 設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面
図（※ 5）
- 1 5 債務引継書＜作成例 5＞
- 1 6 負債償還計画書＜作成例 1 4＞
- 1 7 設立代表者の権限を証明する書類＜作成例 1 7＞
- 1 8 監事が当該学校法人の理事、職員及び評議員と兼ねていない旨の宣誓書＜作成例 2 3＞
- 1 9 その他の参考となる書類

○作成上の注意

- （※ 1）（ ）は、準学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人）を設立する場合の
記述である。
- （※ 2）他の法人からの寄付については、当該法人の定款又は寄附行為並びに寄付に関する決議書写しを
添付すること。寄付財産については、寄付者の所有であることを証明する書類（登記事項証明書、
預貯金証明書等）を添付すること。
- （※ 3）登記事項証明書を添付すること。
- （※ 4）財産目録を取得価格で作成した場合は不要。
- （※ 5）校地については、位置図、地積図等を添付すること。登記上の面積と実測面積が異なる場合は、
実測図を添付すること。

留意事項

○学校法人の基本財産について

学校法人の基本財産の財源については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査基準」（平成16年4月1日施行）第3条第2項で、「施設及び設備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄付金を充てるものとし、かつ、申請時までには設置経費に相当する額の寄付金が収納されていなければならない。」と規定しています。

また、同審査基準第6条第3項で、「学校法人は、申請時までには開設年度の運用財産として年間経常的経費のおおむね2分の1以上に相当する額を寄付金として収納していなければならない。」と規定しています。

このため、学校法人寄附行為認可申請段階では、基本財産の財源である寄付金及び開設年度の年間経常的経費のおおむね2分の1以上に相当する額について、収納済みであることが条件となります。

○寄付金について

同審査基準第3条第3項では、次のいずれかに該当するものは、寄付金として取り扱うことができないと定めています。

(1) 入学を条件とする寄付金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄付金その他設置経費の財源として適当と認められないもの。

(2) 寄付能力のない者の寄付金、寄付者が借入金により調達した寄付金等

この他、寄付者が学校法人以外の法人である場合、当該法人を所管する法令上、寄付が認められない場合があるので注意してください。

○基本財産の借用等

学校法人の基本財産については、同審査基準第4条で、「原則として負担付き又は借用でないこと」と定めています。ただし、「学校法人が所有することが困難であり、かつ、教育上及び安全上支障がないと認められるときで、次のいずれかに掲げる場合にあっては、この限りでない。」としています。

(1) 国又は地方公共団体から校地又は校舎を借用する場合で、所有権を移転することが困難であるとき。

(2) 国又は地方公共団体以外のものから校地（校舎の建築に必要な部分を除く。）を借用する場合で、借用面積が校地面積の4分の1以内であるとき。

なお、(2)の借用については、「所有者との間に借用期間が20年以上の公正証書による賃借契約を成立させなければならない。」と定めています。

○施設又は設備の整備に伴う負債について

学校法人の施設及び設備の整備に伴う負債については、同審査基準第7条で、「特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が25%以下において認めるものとする。」と定めています。

また、この場合の負債とは、「原則として、日本私立学校振興・共済事業団又は銀行等負債に係る融資が確実に受けられると認められる金融機関からの借入金によるものでなければならない。」としています。

○学校設置認可申請について

学校法人寄附行為認可申請書は、学校設置認可申請書と併せて県に提出する必要があります。

学校法人の寄附行為を変更しようとするとき。

様式 3 4 学校法人寄附行為変更認可申請書

第 年 月 日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
理事長

学校法人〇〇学園寄附行為変更認可申請書

このたび、学校法人〇〇学園の寄附行為を次のように変更したいので、私立学校法第 4 5 条第 1 項（私立学校法第 6 4 条第 5 項において準用する第 4 5 条第 1 項（※ 1））の規定により、関係書類を添えて申請します。

（学校、課程、学科の新設の場合、収益事業開始の場合）（※ 2）

（添付書類）

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
＜作成例 1 ～ 2 ＞
- 2 理事会決議録及び評議員会決議録＜作成例 7 ～ 8 ＞
- 3 申請時の財産目録＜作成例 3 ＞
- 4 申請年度の前年度の財産目録＜作成例 3 ＞、貸借対照表＜作成例 1 5 ＞及び収支決算書
＜作成例 1 0 ＞
- 5 申請年度から寄附行為変更後修業年限に応じた年度分の事業計画及びそれに伴う予算書等
＜作成例 9 ～ 1 3 ＞
- 6 負債償還計画書＜作成例 1 4 ＞
- 7 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
- 8 設置する私立学校又は設置する課程、学科に係る不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 9 設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- 1 0 寄附行為（新・旧）
- 1 1 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 1 2 その他の参考となる書類

○作成上の注意

（※ 1）（ ）は、準学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人）の場合の記述である。

（※ 2）収益事業の範囲については、本手引「VIその他」の「（3）学校法人等の収益事業の範囲を定めた告示」を参照のこと。

(学校、課程、学科の廃止の場合、収益事業廃止の場合)

(添付書類)

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
＜作成例 1～2＞
- 2 理事会決議録及び評議員会決議録＜作成例 7～8＞
- 3 財産目録＜作成例 3＞
- 4 申請年度から寄附行為変更後修業年限に応じた年度分の事業計画及びそれに伴う予算書等
＜作成例 9～13＞
- 5 廃止する学校、課程、学科又は廃止する収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類
- 6 寄附行為（新・旧）
- 7 その他の参考となる書類

(学校法人が従来設置していた私立学校又は置いていた課程、学科を、その目的、位置及び施設の現状等を変更することなく、当該法人が設置する他の私立学校又は他の私立学校の課程・学科とする場合)

(添付書類)

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
＜作成例 1～2＞
- 2 理事会決議録及び評議員会決議録＜作成例 7～8＞
- 3 財産目録＜作成例 3＞
- 4 設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- 5 寄附行為（新・旧）
- 6 その他の参考となる書類

(その他の場合) (※1)

(添付書類)

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
＜作成例 1～2＞
- 2 理事会決議録及び評議員会決議録＜作成例 7～8＞
- 3 寄附行為（新・旧）
- 4 その他の参考となる書類

○作成上の注意

(※1) その他の場合には、附帯事業（保育事業）等を実施する場合や、理事及び評議員の構成を変更する場合などが含まれる。

学校法人の組織を変更しようとするとき。
 学校法人から準学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人）
 準学校法人から学校法人に変更する場合

様式 3 5 学校法人組織変更認可申請書

第 年 月 号
 日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
 理事長

学校法人〇〇学園組織変更認可申請書

このたび、学校法人〇〇学園の組織を変更したいので、私立学校法第 6 4 条第 6 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
 <作成例 1 ～ 2 >
- 2 理由書
- 3 理事会決議録及び評議員会決議録<作成例 7 ～ 8 >
- 4 財産目録<作成例 3 >
- 5 申請年度から寄附行為変更後修業年限に応じた年度分の事業計画及びそれに伴う予算書等
 <作成例 9 ～ 1 3 >
- 6 負債償還計画書<作成例 1 4 >
- 7 申請年度の前年度の財産目録<作成例 3 >、貸借対照表<作成例 1 5 >及び収支決算書
 <作成例 1 0 >
- 8 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
- 9 不動産その他主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 1 0 役員の就任承諾書<作成例 1 8 >及び履歴書
- 1 1 役員が私立学校法第 3 8 条第 8 項において準用する学校教育法第 9 条各号に該当しないものであることを証する書類<作成例 2 4 >
- 1 2 役員のうち各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類<作成例 2 2 >
- 1 3 設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- 1 4 寄附行為（新・旧）
- 1 5 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 1 6 その他参考となる書類

○作成上の注意

学校法人寄附行為認可申請書（様式 3 3）を併せて参照のこと。

学校法人を解散しようとするとき。

様式 3 6 学校法人解散認可（認定）申請書

第 年 月 日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
理事長

学校法人〇〇解散認可（認定）申請書

このたび、学校法人〇〇学園を解散したいので、私立学校法第 5 0 条第 2 項（私立学校法第 6 4 条第 5 項において準用する第 5 0 条第 2 項（※ 1））の規定により、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 理事会決議録及び評議員会決議録＜作成例 7～8＞
- 3 財産目録＜作成例 3＞
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 負債関係及び負債処理の方法に関する書類
- 6 現行の寄附行為
- 7 その他参考となる書類

○作成上の注意

（※ 1）準学校法人（専修学校又各種学校の設置のみを目的とする法人）を解散する場合の記述である。学校法人寄附行為認可申請書（様式 3 3）を参照のこと。

留意事項

○学校法人の解散には、以下の事由があります。（私立学校法第 5 0 条）

区 分	解 散 の 事 由	手 続
1 号	理事の 3 分の 2 以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決	解 散 認 可 申 請
2 号	寄附行為に定めた解散事由の発生	届 出
3 号	目的たる事業の成功の不能	解 散 認 定 申 請
4 号	学校法人又は私立学校法第 6 4 条第 4 項の法人との合併	合 併 認 可 申 請
5 号	破産手続開始の決定	届 出
6 号	私立学校法第 6 2 条第 1 項の規定による所轄庁の解散命令	知 事 の 解 散 命 令

○学校法人解散届について

上記 2 号又は 5 号の事由により学校法人を解散した場合、清算人が学校法人解散届を提出することが必要です。（私立学校法第 5 0 条第 4 項）

他の学校法人与合併しようとするとき。

様式 37 学校法人合併認可申請書

第 年 月 日

青森県知事 殿

(※1) 所在地 (住所)
学校法人
理事長

所在地 (住所)
学校法人
理事長

学校法人合併認可申請書

このたび、(※2) 学校法人〇〇学園に学校法人△△学園を合併したい(学校法人〇〇学園と学校法人△△学園とを合併して学校法人□□学園を設立したい(※3)) ので、私立学校法第52条第2項(私立学校法第64条第5項において準用する同法第52条第2項(※4))の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の寄附行為
- 3 各学校法人の理事会決議録及び評議員会決議録<作成例7~8>
- 4 私立学校法第55条の場合(新設合併の場合)は、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類(各学校法人の理事会決議録及び評議員会決議録)
- 5 合併前の各学校法人又は準学校法人の寄附行為
- 6 合併契約書
- 7 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人について次に掲げる書類
 - (1) 申請年度から合併後修業年限に応じた年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書等
<作成例9~13>
 - (2) 役員 の 就任承諾書<作成例18>及び履歴書
 - (3) 役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しないものであることを誓約する書類<作成例24>
 - (4) 役員のうち各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを宣誓する書類<作成例22>
 - (5) 監事が当該学校法人の理事、評議員又は当該法人の職員(学校の教職員を含む。)と兼ねていない旨の宣誓書<作成例23>
- 8 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の設置する私立学校の学則
- 9 合併前の各学校法人又は準学校法人の法人登記事項証明書
- 10 合併前の各学校法人又は準学校法人について次に掲げる書類
 - (1) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - (2) 不動産その他主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - (3) 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
 - (4) 設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- 11 合併前の各学校法人又は準学校法人の沿革その他参考となる書類

○作成上の注意

- (※1) 新設合併の場合は、私立学校法第55条で選任された者が申請者となること。
- (※2) 吸収合併の場合
- (※3) 新設合併の場合
- (※4) () は、準学校法人(専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人)の場合の記述である。

留意事項

○合併について

合併には、合併によって新たに学校法人を設立する新設合併と、一つの学校法人が他の学校法人を吸収して存続する吸収合併があります。

新設合併の場合は、合併しようとする全ての学校法人が解散することになりますが、吸収合併の場合は、吸収される法人だけが解散することとなります。

合併に伴う解散は学校法人間での手続きのため、解散する学校法人が設置する私立学校の設置者変更については必要ありません。

また、合併によって消滅した学校法人の権利義務は新設法人又は吸収法人が承継するため、清算手続きは必要ありません。

吸収合併の場合は寄附行為が変更となりますが、これは合併手続きの一部ですので、別途寄附行為変更認可申請を行う必要はありません。

○合併後の手続き

合併は、学校法人の消滅を伴うことから、学校法人の債権者を保護するための手続きが定められています。

学校法人は、合併についての認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません。（私立学校法第53条第1項）

また、上の2週間以内に、その債権者に対して、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならないとされています。（私立学校法第53条第2項）

学校法人の寄附行為を変更したとき。

様式 38 学校法人寄附行為変更届

第 年 月 日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
理事長

学校法人〇〇学園寄附行為変更届

このたび、学校法人〇〇学園の寄附行為を下記により変更したので、私立学校法第45条第2項（※1）私立学校法64条第5項により準用する私立学校法第45条第2項）の規定により届け出ます。

記

（添付種類）

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
- 2 寄附行為所定の手続き（評議員会への諮問を含む。）を経たことを証する書類
- 3 変更後の寄附行為

○作成上の注意

（※1）準学校法人（専修学校又各種学校の設置のみを目的とする法人）の寄附行為を変更する場合である。

留意事項

○寄附行為変更届出の対象事由について

私立学校法第45条第2項の規定により、寄附行為変更の届出の対象となる事由は、以下のとおりです。

- ① 設置する私立学校、課程及び学科の名称の変更
- ② 事務所の所在地の変更（所轄庁が変更となる場合を除く。）
- ③ 公告の方法

学校法人の理事長が就任（退任）したとき。

様式 39 理事長変更届

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
理事長

理 事 長 変 更 届

このたび、学校法人〇〇学園の理事長を下記のとおり変更し、組合等登記令第3条第1項の規定により変更登記を行ったので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 就任した理事長
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 就任の時期
- 2 退任した理事長
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 就任の時期

(添付書類)

理事会決議録<作成例21>
登記済みの登記事項証明書

学校法人の理事が理事長の職務の代理（実施）を行うとき（終了するとき）。

様式 40 理事長職務代理等開始（終了）届

第 年 月 日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
理事長

理事長職務代理等開始（終了）届

このたび、学校法人〇〇学園の理事長の職務の代理（実施）を行う（終了する）ことにしたので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により届け出ます。

記

1 理事長の職務を代理等する理事

(1) 氏名

(2) 住所

2 職務代理等の開始（終了）の年月日

(添付書類)

理事会決議録<作成例21>

学校法人設立登記を完了したとき。

様式 4 1 学校法人設立登記完了届

第 年 月 日 号

青森県知事 殿

所在地

学校法人
理事長

学校法人〇〇学園設立登記完了届

学校法人〇〇学園の設立登記を完了したので、私立学校法施行令第 2 条第 1 項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

記

設立登記年月日 年 月 日

(添付書類)

登記済みの登記事項証明書

留意事項

○組合等登記令（昭和 3 9 年法律第 2 9 号）による登記について
学校法人が登記しなければならない事項は、組合等登記令により次のとおりとされています。

- 1 目的及び業務
- 2 名称
- 3 事務所の所在場所
- 4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 5 存立期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 6 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- 7 資産の総額
- 8 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

○設立登記の期限について

学校法人の設立等位は、認可後（指令書の到達後）2 週間以内に主たる事務所の所在地において登記しなければなりません。なお、私立学校法第 3 3 条は、「学校法人は、その主たる事務所において政令に定めるところにより設立の登記をすることによって成立する。」と規定されており、登記を成立要件としています。

○設立財産の移転完了届について

設立財産の移転完了後に、移転完了届を提出してください。

変更登記を完了したとき。

様式 4 2 変更登記完了届

第 年 月 日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
理事長

変 更 登 記 完 了 届

このたび、組合等登記令第3条第1項の規定により、下記の事項について変更登記を行ったので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

記

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 登記年月日

(添付書類)

登記済みの登記事項証明書

留意事項

○変更登記完了届が必要となる事由
登記されている下記の事項を変更した場合は、変更登記完了届の提出が必要となります。

- 1 目的及び業務
- 2 名称
- 3 事務所の所在場所
- 4 代表権を有する者の氏名(※1)、住所及び資格
- 5 存立期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 6 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- 7 資産の総額(※2)
- 8 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

(※1) 代表権を有する者(理事長)の変更については、理事長変更届(様式39)を提出すること。(変更登記完了届の提出は不要。)

(※2) 資産の総額の変更については、資産総額変更届(様式43)を提出すること。(変更登記完了届の提出は不要。)

資産総額の変更登記を完了したとき。

様式 4 3 資産総額変更届

第 年 月 日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
理事長

資 産 総 額 変 更 届

このたび、組合等登記令第3条第1項の規定により、本法人の資産総額の変更登記を行ったので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

記

- | | | | | |
|---------|---|---|---|------|
| 1 資産総額 | | | 円 | (※1) |
| 2 変更年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 3 登記年月日 | 年 | 月 | 日 | |

(添付書類)

登記済みの登記事項証明書

○作成上の注意

(※1) 資産総額とは、積極財産（資産）から消極財産（負債）を差し引いた純財産であること。

留意事項

○資産総額変更の登記について

組合等登記令第3条第3項では、組合等における資産の総額の変更の登記は、『毎事業年度末日から3月以内にすれば足りる』と規定されています。

○寄附行為との整合について

組合等登記令の一部改正により、平成28年4月1日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の変更登記について、その期限が「毎事業年度末日から二月以内」から「毎事業年度末日から三月以内」に改正されましたが、当該適用を受けるためには、各学校法人の寄附行為の変更認可が必要となります。

学校法人の役員を変更したとき。

様式 4 4 役員変更届

第 年 月 日

青森県知事 殿

所在地

学校法人
理事長

役員変更届 (※1 ※2)

このたび、学校法人〇〇学園の役員の一部を変更したので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付種類)

- 1 新旧対照表<作成例20>
- 2 就任承諾書<作成例19>
- 3 履歴書
- 4 理事会決議録、評議員会決議録<作成例21>
- 5 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを宣誓する理事長の宣誓書<作成例22>
- 6 監事が理事、評議員又は当該法人の職員(学校の教職員を含む。)と兼ねていないことを証する理事長の宣誓書<作成例23>
- 7 役員が私立学校法第38条第8項に該当しないものであることを誓約する書類<作成例24>
- 8 辞任届<作成例25> (※3)

○作成上の注意

- (※1) 再任の場合も提出が必要。
- (※2) 理事長が代わった場合は、この届出の他、理事長変更届(様式39)が必要。
- (※3) 辞任届は、任期満了の場合は不要。

留意事項

○評議員の選任区分、評議員理事

評議員理事は、私立学校法、寄附行為に基づいた選任区分(法人職員、卒業生、寄附行為の定めにより選任された者)に基づき適正に選任された評議員で構成する評議員会において、その中から選任されなければならないとされています。

学校法人解散の認可（認定）、寄附行為の解散事由及び破産により、学校法人を解散し、登記を完了したとき。

様式45 学校法人解散届

第 年 月 日

青森県知事 殿

所在地
学校法人
清算人

学 校 法 人 解 散 届

このたび、学校法人〇〇学園を解散したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 解散事由
- 2 解散年月日 年 月 日
- 3 登記年月日 年 月 日

(添付書類)

- ・解散について、所轄庁の認可又は認定を受けた場合
登記済みの法人等登記事項証明書
- ・寄附行為に定めた解散事由の発生により解散した場合
(1) 寄附行為
(2) 登記済みの法人登記事項証明書

留意事項

○解散届について

学校法人が、『寄附行為に定めた解散事由の発生』又は『清算法人がその手続中に債務超過と判明し、破産手続開始の決定を受けた場合』により解散したときは、清算人は所轄庁に学校法人解散届を届け出ることとされています。（私立学校法第50条第1項第2号又は第5号）

第2号又は第5号以外の事由による解散の場合であっても、事務処理の必要性から、解散登記後は所轄庁へ届出を行ってください。

清算人が就職したとき。

様式 4 6 清算人就職届

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

所在地
学校法人
清算人

清 算 人 就 職 届

このたび、学校法人〇〇学園の清算人に就職したので、私立学校法第50条の7の規定により届け出ます。

記

- 1 清算人の住所、氏名
- 2 就任年月日

(添付書類)

- 1 清算人の履歴書及び身分証明書
- 2 登記済みの登記事項証明書

留意事項

○清算人について

学校法人が解散した場合、破産手続き開始の決定による場合及び寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事が清算人となり、以下の業務を行うこととされています。

- 1 現務の終了
- 2 債権の取立て及び債務の弁済
- 3 残余財産の引渡し

清算が終了したとき。

様式 4 7 清算終了届

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

所在地
学校法人
清算人

清 算 結 了 届

このたび、学校法人〇〇学園の清算が終了し、登記を完了したので、私立学校法第50条の14の規定により届け出ます。

記

- 1 終了年月日
- 2 登記年月日

(添付書類)

- 1 清算書
- 2 残余財産の帰属した者の受領書の写し
- 3 登記済みの登記事項証明書

学校法人を設立しようとする者が、目的及び資産に関する事項以外の必要的記載事項を定めずに死亡した場合

様式 4 8 学校法人寄附行為補充請求書

第 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
利害関係人

学校法人寄附行為補充請求書

このたび、学校法人〇〇学園の寄附行為の補充を受けたいので、私立学校法第 3 2 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 補充請求理由書
- 2 補充を受けようとする事項を記載した書類
- 3 請求者と設立者との関係を記載した書類

留意事項

○寄附行為の補充について

学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を定めたけれども、以下の事由を定めずに死亡したときは、所轄庁は利害関係人の請求により、これらの事項を定め、寄附行為の補充を行わなければならないとされています。

- (1) 学校法人の目的
- (2) 学校法人の名称
- (3) その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学科を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校に広域の通信制課程を置く場合には、広域通信制の課程である旨を含む。）
- (4) 事務所の所在地
- (5) 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
- (6) 理事会に関する規定
- (7) 評議員会及び評議員に関する規定
- (8) 資産及び会計に関する規定
- (9) 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他事業に関する規定
- (10) 解散に関する規定
- (11) 寄附行為の変更に関する規定
- (12) 公告の方法

従って、以上のケースに該当する場合は、この様式に従って寄附行為補充請求を行ってください。

学校法人の財産又は業務執行について重大な不正を発見し、県に報告するとき。

様式 4 9 法人の不正発見報告

第 年 月 日

青森県知事 殿

所在地
学校法人
監 事

不正発見報告

年 月 日における学校法人〇〇学園の財産（又は学校法人の業務執行）の状況を監査したところ、下記のとおり不正の点がありましたので、私立学校法第 3 7 条第 3 項の規定により報告します。

記

不正の内容 〇〇〇〇

留意事項

○監事の職務について

私立学校法第 3 7 条第 3 項により、監事の職務は、次のとおり規定されています。

- 1 学校法人の業務を監査すること。
- 2 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 3 理事の業務執行の状況を把握すること。
- 4 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 5 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 6 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 7 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

特定公益増進法人であることの証明が必要なとき。

様式 50 証明願（特定公益増進法人）

所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書

第 年 月 日

青森県知事 殿

学校法人の主たる事務所の
所在地

学校法人の名称
代表者の氏名

当法人は、所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる法人であることを証明願います。（※1）

（添付書類）（※2）

- 1 理事会決議録
- 2 寄附行為
- 3 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 4 申請の日を含む事業年度の開始の日の財産目録
- 5 申請の日を含む事業年度の開始の前一年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書（収支決算書が無い場合は、収支予算書）
- 6 その他当該法人が特定公益法人に該当する旨を証明する書類

○作成上の注意

（※1）証明手数料として、750円分の青森県収入証紙を添付すること。

（※2）私立学校法第3条に該当する学校法人で学校教育法第1条に規定する学校のみを設置するものについては、1及び2のみ添付するものとする。

留意事項

○特定公益増進法人について

公益法人等のうち、教育又は価額の振興・文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものは、特定公益増進法人とされ、当該法人に対する個人及び法人からの寄付金については、所得税及び法人税法上、一定の優遇措置が設けられています。

なお、本証明書の有効期間は5年間で、自動更新されません。（有効期間期間経過後も引き続き特定公益増進法人となるためには、再度、所轄庁からの証明を受ける必要があります。）

租税特別措置法の適用を受ける法人(相続税関係)であることの証明が必要なとき。

様式 5 1 証明願 (相続税関係)

租税特別措置法施行令第 4 0 条の 3 第 1 号の 3 若しくは第 4 号又は
旧租税特例措置法施行令第 4 0 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる法人で
あることの証明申請書

第 年 月 号 日

青森県知事 殿

学校法人の主たる事務所の
所在地

学校法人の名称
代表者の氏名

当法人は、租税特別措置法施行令第 4 0 条の 3 第 4 号に掲げる法人であることを証明願います。(※
1)

(添付書類) (※ 2)

- 1 理事会決議録
- 2 寄附行為
- 3 贈与財産の概要(当該財産の明細及び使用目的、寄付者氏名、学校法人と寄付者との関係、寄付者の相続税申告書期限等を記載したもの)
- 4 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 5 申請の日を含む事業年度開始の日の財産目録
- 6 申請の日を含む事業年度開始の前一年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書(収支決算書がない場合は、収支予算書)
- 7 その他当該法人が租税特別措置法施行令第 4 0 条の 3 第 1 号の 3 若しくは第 4 号又は旧租税特例措置法施行令第 4 0 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる法人に該当する旨を証明する書類

○作成上の注意

(※ 1) 証明手数料として、7 5 0 円分の青森県収入証紙を添付すること。

(※ 2) 私立学校法第 3 条に該当する学校法人で学校教育法第 1 条に規定する学校のみを設置するものについては、1、2 及び 3 のみ添付するものとする。

学校法人において管理運営上報告すべき案件が発生したとき。

様式52 管理運営状況報告

第 年 月 号
日

青森県知事 殿

所在地
学校法人
理事長

管理運営状況報告（※1）

このたび、下記のとおり、管理運営上報告すべき案件が発生したので、報告します。

記

- 1 管理運営状況
 - (1) 発生日時及び場所
年 月 日 (曜日)
 - (2) 関係者氏名 (範囲、人員) (※2)
 - (3) 内容 (状況、経過等)
- 2 応急措置
- 3 考えられる原因又は動機
- 4 発生による校内外の動静
- 5 今後の対策
- 6 理事長所見

○作成上の注意

- (※1) 管理運営状況報告とは、法人運営、会計処理、補助金事務、学校内外における不祥事等が発生し、県に報告する場合、この様式を参考に用いるものとする。
- (※2) 氏名、年齢など、個人情報の特定につながる記載は原則として不要。（『1年生男子A』などと記載すること。）